

県内死亡野鳥における鳥インフルエンザ 病原性検査結果について

発表日 令和7年12月3日 15時
所 属 奈良県食農部 農業水産振興課
担 当 農業水産振興課 安川・福西
0742-27-7480(内線 63388)

【結果】陰性（高病原性鳥インフルエンザウイルスではなかったことが判明）

【経緯】

令和7年11月19日、桜井市にてマガモ1羽の死亡個体を回収しました。
即日、家畜保健衛生所において簡易検査を実施（結果陰性）、その後国立研究開発法人国立環境研究所に検査サンプルを送付し11月28日に遺伝子検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出ました。

【病原性検査結果】

国立研究開発法人国立環境研究所において当該死亡野鳥の病原性検査を実施したところ、12月3日に検査結果が陰性となり、高病原性でないその他鳥インフルエンザウイルスであることが確定しました。

この結果を受けて、環境省により回収地点から周辺10km圏内に指定された「野鳥監視重点区域」は同日付けて解除されました。

【野鳥との接し方について】

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれることがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないように十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。